

カラス駆除を実施します

有害鳥獣（カラス）の銃器による駆除を次のとおり実施します。

○1回目 12月4日(日)

○2回目 令和5年1月8日(日)

両日とも日の出から日の入りまで（悪天候でも実施します）

○実施区域 五霞町全域

○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G

☎(84)3618（直通）

農業所得の確定申告を 願います

毎年1月1日から12月31日までの1年間に農業を営み農産物の販売による収入があった人は、確定申告をする必要があります。ただし、事業として行っていない農業（農産物を全く出荷・販売せずに、自家用の飯米や野菜のみの場合）については、申告の必要はありません。

○記帳・帳簿等の保存が必要です

・記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日・売上先・仕入先・経費の金額等を帳簿に記載します。

・帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年、その他（請求書・領収書等）は5年保存が必要です。

○事前相談会のお知らせ

農業所得の申告は、収入の大小にかかわらず、申告者ご自身による収支計算のもと行うものです。収支内訳書が事前作成されていない場合、確定申告をお受けすることは出来ません。収支内訳書の作成が困難な方は、令和5年2月に開催予定の農業所得事前相談会をご利用ください。

※青色申告は、納税者自ら税法に従って計算し、納税する制度です。役場での申告受付はできません。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966（直通）

募 募 集

認知症サポーター養成講座

五霞町では、認知症に対する正

しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。あなたもこの機会に受講してみませんか。

○日時 12月14日(水)

午後1時30分～3時30分

○場所 ひばりの里（和室）

○持ち物 筆記用具

○お申し込み方法

12月9日(金)までに五霞町地域包括支援センターへ直接電話してください。

○お問い合わせ

五霞町地域包括支援センター
☎(84)0765



こども・おとな ふくし心配ごと相談

障害やひきこもり、お子さんの発達に関するごその他、生活や仕事等、専門の相談員へ気軽に相談や話ができる場として、毎月第2火曜日に開催しています。開催場所に来ることが難しい場合は、電話相談や自宅への訪問も可能です。希望される方

はお気軽にお問い合わせください。ぜひ、身近な相談窓口のひとつとしてご利用ください。

○日時 12月13日(火)

午後2時30分～午後4時

○場所 役場1階 小会議室

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006（直通）

生活相談

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権・福祉・教育・就業等）を実施しています。個人の秘密は厳守します。

で、お気軽にご相談ください。

○場所 ふれあいセンター

※相談日程については、お問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター
☎(84)3595（直通）

消費生活相談

専門の相談員が、町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。相談は無料で、秘密は厳守しますので、ご利用ください。

○日時

12月1日(木)

午前9時～午後4時30分

12月15日(木)

午前11時～午後3時

○場所 ひばりの里
（正午～午後1時を除く）

※10月より開催日が第1木曜日と第3木曜日の2回となり、来年3月まで試験的な開催を予定しております。

○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G
☎(84)3618（直通）